

## ガイドラインの運用基準等について

学外機関等との学術研究提携等審査委員会

### 学外機関等との学術研究提携等の承認手続に関する規程の用語の取扱い

#### 1. 規程第2条第2項各号の取扱い

1) 標記各号に定める提携等の範囲および定義を下記のとおりとする。

号	提携等の名称	
1号およびそれに準ずる提携等	受託研究	学外機関等からの委託を受け、業務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。 この委託研究には、受託学術調査および文部科学省の「科学技術振興調整費科学技術総合研究委託費」による委託を含める。
	受託教育	学外機関等からの委託を受け、業務として行う教育で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
2号およびそれに準ずる提携等	共同研究	学外機関等から研究者および研究経費等を本学に受け入れて、あるいは大学または箇所が窓口となり学外において、学外機関等の研究者と共通の研究課題について共同して行う研究をいう。
	共同教育事業	学外機関等の研究者と共同して行う教育に関する事業をいう。
	交流協定	他大学等の学外機関との間で締結する学術交流協定および学生交流協定をいう。
3号およびそれに準ずる提携等	研究交流事業	大学または本学諸機関が設置する組織、研究部会、研究プロジェクト等が、学外機関等から会費または参加費を受け入れて、特定の研究課題について行う交流活動をいう。
	寄附講座	学部、大学院研究科、研究所または研究教育センターに個人または団体からの寄附金等により設置する講座をいう。
	提携講座	学部、大学院研究科、研究所または研究教育センターに個人または団体からの寄附金等により大学と共同して設置する講座をいう。
	寄附研究・講座	学部、大学院研究科、研究所または研究教育センターに個人または団体からの寄附金等により、客員教員を配置した上で設置する講座(研究、研究指導等を含む)をいう。
4号およびそれに準ずる提携等	寄附研究	研究所、研究教育センター、演劇博物館または博物館に個人または団体からの寄附により設置する研究部会、研究プロジェクトなどをいう。 この寄附研究は、寄附者への研究成果報告義務など特定の義務を伴わない。
	寄附金	学術を奨励することを目的として、本学または本学諸機関への寄附金をいう。
	補助金	国あるいは地方自治体からの補助金または民間公益団体からの補助金をいう。

2) 下記の提携等は、規程第2条第2項各号に該当しないものと判断する。

学術研究活動と直接関連のない学外機関等との共同事業提携

### 3) 新たな提携

上記以外の新たな提携形態が計画された場合は、事前に規程第2条第2項各号に該当するかどうかを審査し、決定する。

## 2. 規程第5条第1項にいう「1,000万円」の取扱い

「1,000万円」の判断は、次のとおりとする。

- 1) 複数年度に亘る契約は、その総額で判断する。
- 2) 当初の契約に追加契約が行われた場合は、その総額で判断する。
- 3) 複数の学外機関等が共同で、本学と提携を行う場合は、1つの提携と見做し、その総額で判断する。
- 4) 株券など有価証券は、金銭と見做し、市場価格で判断する。
- 5) 物品は、その評価額で判断する。
- 6) 金銭と併せ、物品の提供(寄附)がある場合は、その総額で判断する。

## 3. 規程第5条第3項にいう「明白なもの」の取扱い

大学が審査委員会の事前審査に付議しないで決定できる「明白なもの」を次のとおりとする。ただし、ガイドラインに照らし疑義のある場合には、審査委員会に照会すること。

### 1) 寄附金

一般寄附金、指定寄附金、記念募金、研究教育強化事業募金、教育振興資金など。ただし、指定寄附金のうち、寄附講座、寄附研究設置に関するもの、および基金設定に関するものを除く。

### 2) 国あるいは地方自治体からの補助金および民間公益団体からの補助金

〔大学または箇所を対象とするもの〕

私立大学等経常費補助金、私立大学研究設備等整備費補助金、私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金、身体障害者雇用調整金、留学生授業料減免援助金、東京都経費補助金、東京都特別奨学金補助金、東京都結核予防補助金、埼玉県学校運営費補助金、埼玉県授業料軽減補助金、埼玉県結核予防補助金、造林補助金、保護樹木・樹林補助金、学術研究振興資金など

〔大学を窓口として個人を対象とするもの〕

文部省科学研究費補助金、日本学術振興会特別研究員奨励費、埼玉県授業料軽減事業補助金、民間公益団体からの教育研究補助金など

### 3) 大学間の学術交流協定

他大学との学術交流協定、学生交流協定

### 4) 研究所または研究教育センターによる講習会(講習会、講演会、シンポジウム、講座など)

## ・寄附講座、提携講座、寄附研究・講座

### 1) 適用基準

・標準的な講座運営費(施設利用料、一般管理費等を含む)を目安に以下のとおり区分する。

寄附講座 ... ・寄付金等の額が(通期)200万円(半期)100万円を上回る場合。

提携講座 ... ・寄付金等の額が(通期)200万円(半期)100万円を下回る場合。

- ・講師派遣および派遣元が講座運営費の一部を負担することにより開講する講座
- ・講師派遣のみによって開講する講座

ただし、標準運営費を下回る場合でも、寄附講座等運営費内訳表【様式1-3】の提出により、当該寄附金額で実質的に運営費が賄われると審査委員会が認めたときは、上記に区分することができる。

寄附研究・講座... ・寄付金等の額が1,000万円(専任扱いの教員を配置する場合は2,000万円)を上回る場合。

## 2) 運用原則

教育（カリキュラム編成、成績評価等）内容は、大学が決定する。

派遣講師（寄附者指名講師）は原則として受入箇所の決定によるが、教務部の事前チェック（教員人事申請書の提出）を要する。

寄附金の使途は、大学が決定する。

学外機関等との学術研究提携等に関する規則に適合することを要する。

## 3) 名称の取扱い

原則として、寄附講座および寄附研究・講座は、寄附者名を冠することができる。

ただし、できるだけ略称とする。

なお、提携講座であっても、公的機関等で規約上寄附をすることのできない場合や、その他箇所において必要と認められた場合且つ審査委員会が認めた場合は、当該講座の重要性に鑑み寄附講座に準じて科目名称に冠を付すことができる。

寄附講座.....科目名\_\_\_\_\_（\_\_\_\_\_寄附講座）とする。

└───┘  
企業名等（できるだけ略称とする）

## 4) 要項等への掲載方法

寄附講座、提携講座および寄附研究・講座を設置した場合には、学外機関等との学術研究提携等に関する規則および学外機関等との学術研究提携等の承認手続等に関する規程に則り設置したものであることを「学部要項」、「講義要項」等に掲載するものとする。掲載文は別紙のとおりとする。

## 5) 審査方法

寄附講座、提携講座および寄附研究・講座については、全件事前審査を行う。

## ・寄附研究

### 1) 原則

研究内容は、大学が決定する。

寄附研究担当研究員の人事は、大学が決定する。

寄附金の使途は、大学が決定する。

学外機関等との学術研究提携等に関する規則に適合することを要する。

### 2) 名称の取扱い

寄附研究には、寄附者名を冠することができる。ただし、できるだけ略称とする。

寄附研究.....プロジェクト名など（\_\_\_\_\_寄附研究）とする。

└───┘  
企業名等（できるだけ略称とする）

### 3) 要項等への掲載方法

寄附研究を設置した場合の掲載方法は、箇所の判断とする。

### 4) 審査方法

寄附研究については、全件事前審査を行う。

## ・プロジェクト研究等

### 1) 定義

プロジェクト研究および助成研究、招聘研究、寄附研究（以下「プロジェクト研究等」という。）とは、理工学総合研究センター等で実施する研究提携の1つであり、学外機関等との各種提携資金または学内各種研究経費の全部または一部を導入して、学内および学外の研究者が共同して行う研究をいう。

## 2) 審査方法

プロジェクト研究等の審査は、各プロジェクト研究に導入される個々の外部資金ごとに、審査を行う。ただし、下記の実施概要の提出を義務づける。

年度末に、次年度のプロジェクト研究等の実施概要（予定）

年度始めに、前年度のプロジェクト研究等が終了したものの実施概要（最終実績）

### ・指定寄附に基づく基金（奨学基金、褒賞基金、研究教育助成基金等）

#### 1) 名称の取扱い

指定寄附に基づく基金には、寄附者名を冠することができる。ただし、できるだけ略称とする。

#### 2) 審査方法

寄附者名を冠する「個人の場合1,000万円以上」および「法人の場合3,000万円以上」の指定寄附金は、全件事前審査を行う。

上記以外の指定寄附金は、寄附者名を冠する、冠しないに係わらず、所管箇所で疑義がある場合についてのみ、事前審査を行う。

事前審査を行うもの以外は、事後審査を行う。

### ・承認済提携等の内容変更

すでに審査委員会の審査を経た提携等の内容を大幅に変更する場合は、改めて事前審査を行う。

#### 1) 定義

大幅な変更とは、名称、目的、期間および金額に係わる変更をいう。

#### 2) 変更申請の方法

提携内容に変更の必要性が生じた時点で、すみやかに変更申請書を提出する。

### ・受託研究の仮審査制度

過渡的、例外的措置として、受託研究の審査に、仮審査制度を設ける。

#### 1) 定義

仮審査制度とは、委託者からの正式の研究委託申込み（1,000万円以上）が遅れ、それを待って大学に申請を行うのでは、審査が事後的にならざるを得ない案件等がある場合に、内示等の内容をもって仮申請を行い、事前に審査委員会の仮承認を受ける制度をいう。

#### 2) 仮申請の方法

委託者からの内示等により、受託研究の概要を確認し、遅くとも提携開始日の10日前までに仮申請書を審査委員会に提出する。

#### 3) 本申請

仮申請を行った案件は、提携内容が確定した段階で、改めて通常の手続きにより本申請を行う。

### ・承認申請書および提携等報告書

承認申請書および提携等報告書の様式は別紙のとおりとする。

(別紙)

1. 寄附講座等を設置する場合の要項等への掲載文

寄附講座(提携講座、寄附研究・講座)開設について

早稲田大学では、教育研究の質的向上・発展に寄与することを目的として学術研究提携等を行っています。

その際、大学の主体性と独自性を堅持するため、次の「ガイドライン」を制定しています。

1. 学問の自由および独立を守ること。
2. 世界の平和および人類の福祉に貢献する研究を行うものとし、軍事研究および軍事開発は行わないこと。
3. 本大学における研究活動の発展および教育の向上に寄与すること。
4. 研究成果の公表を禁止された秘密研究は行わないこと。ただし、研究成果の公表時期に関する研究委託者または共同研究者との信頼関係に基づく合理的制約は、この限りでない。
5. 社会的に公正であること。
6. 関連資料を開示の上、民主的な手続きに基づき、提携等に関する意思決定を行うこと。

また、このガイドラインを正しく運用していくため、大学は、「学術研究提携等審査委員会」を設置して、個々の提携等を審査しています。

以下の寄附講座(提携講座、寄附研究・講座)は、このような学術研究提携等の一環として上記の審査を経て設置されたものです。

(注) 早稲田大学規約集の「学外機関等との学術研究提携等に関する規則」  
および「学外機関等との学術研究提携等の承認手続等に関する規程」  
(掲載頁332の1～5)を参照。

上記を前文として以下に箇所で設置する講座を掲載する。

[寄附講座]

掲載例： (平)年度 学部「寄附講座」(一覧)

科目名(寄附講座)

(科目名に続いて寄附講座毎に必要な事項を記載(略))

寄附講座科目は、他の頁では頭に「\*」を付しています。  
(寄附研究・講座についても上記に準じる)

[提携講座]

掲載例： (平)年度 学部「提携講座」(一覧)

本講座は\*\*\*\*\*の協力に基づいて開設されています。

提携講座科目は、他の頁では頭に「」を付しています。

学 術 研 究 提 携 等 申 請 書

第 号  
年 月 日

早 稲 田 大 学 総 長 殿

長

学術研究提携等につき承認いただきたく、下記のとおり申請します。

記

1. 提携等の名称
2. 外部機関等の名称
3. 外部機関等の概要
4. 提携等資金総額 (物品などの提供は併せて記入のこと)
5. 提携等の期間および資金の納入時期
6. 提携等の概要
7. 提携等担当者名および職名 (本学専任教員)
8. 提携等の目的
9. 附帯事項
10. 箇所の意思決定機関と申請決定日

以 上

所管箇所確認欄	提携等審査委員会	摘 要
	年 月 日審査委員会	

提携等の契約内容および経費等明細に関する資料を添付すること。

寄 附 講 座 等 設 置 申 請 書

第 号  
年 月 日

早 稲 田 大 学 総 長 殿

長

寄附講座等設置につき承認をいただきたく、下記のとおり申請します。

記

講座区分( 寄附講座 提携講座 寄附研究・講座 寄附研究) 当該区分に を付してください。

1. 講座(研究)の名称および設置期間
2. 寄附者
3. 寄附者の概要(法人の場合は資本金、従業員数、事業内容等を記載)  
\* 必要に応じて事業報告書等の資料を提出してください。
4. 本学紹介者名
5. 本学紹介者と寄附者の関係
6. 寄附講座開設にいたる経緯および必要性(寄附目的)
7. 寄附金額(施設設備等を併せて寄附する場合はその概要)
8. 寄附の入金予定日
9. 寄附金の使途
10. 寄附方法
11. 講座統括責任者(本学専任教員)、担当予定教員名(本学専任教員を含むこと)  
(研究員名)および職名
12. 講座の教育研究領域の概要  
(寄附研究の研究目的および研究課題)
13. 寄附金入金実績(継続申請の場合のみ記載)
14. 附帯事項
15. 箇所の意思決定機関と申請決定日

以 上

所管箇所確認欄	提携等審査委員会	摘 要
	年 月 日審査委員会	

「寄附講座等設置申込書」の写しおよび当該団体の寄附に関する規程等の写しを添付すること。

様式 1 - 3 ( 寄附講座等運営費内訳表 )

申請箇所 : \_\_\_\_\_

講座名 : \_\_\_\_\_

(単位:円)

科目	金額	内容	算出根拠
< 運営費(直接費) >			
人件費			
手数料報酬			
消耗品費			
図書資料費			
通信費			
印刷製本費			
旅費交通費			
会合費			
雑費			
(その他事務費等)			
(            )			
施設利用料			
(            )			
(小計)			
< 一般管理費(間接費) >			寄付金額の10%
<b>運営費合計</b>			

学 術 研 究 提 携 等 申 請 書 ( 内 容 変 更 )

第 号  
年 月 日

早 稲 田 大 学 総 長 殿

長

承認済学術提携等の一部内容変更について承認いただきたく、下記のとおり申請します。

記

1. 承認済提携等の名称

審査委員会承認年月日  
理事会決定(常任理事決裁)年月日

2. 変更内容

[現 行]

[変 更 後]

3. 変更理由

(具体的に記入してください。)

4. 附帯事項

5. 箇所の意思決定機関と申請決定日

以 上

所管箇所確認欄	提携等審査委員会	摘 要
	年 月 日審査委員会	

学 術 研 究 提 携 等 報 告 書

第 号  
年 月 日

早 稲 田 大 学 総 長 殿

長

学外機関等との学術研究提携等の承認手続等に関する規程第5条第2項に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1.学術研究提携等実施件数 件
- 2.学術研究提携等の総額 \_\_\_\_\_ 円
- 3.学術研究提携等一覧 枚(別紙様式)

以 上

所管箇所確認欄	提携等審査委員会	摘 要
	年 月 日審査委員会	

様式2 - 別紙様式(提携等一覧)

起 案	箇所名		文書番号箇所	第	号 -	号
	事務 長	担 当 者	起案日年月日	年	月	日
			箇所決定年月日	年	月	日
下記の学術研究提携等を報告します。						
番 号	提 携 等 題 目	学外機関等	担当者名	提携期間	提携資金	
集 計		番 号	件 数	金 額		
今回報告		~				
提携等累計		~				

報告書記載の提携等に関する契約等の写し(各1通)を添付し報告すること。